

定 款

2022 年 5 月 26 日改訂版

株式会社カンセキ

株式会社カンセキ定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社カンセキと称し、英文ではKANSEKI CO., LTDと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 日曜大工用品、機械工具、住宅設備機器、建築用資材の販売
2. 園芸用品、農業用器材、農薬、肥料、計量器、花木、エクステリア用品の販売
3. 愛玩動物、愛玩動物用品、動物用医薬品の販売および愛玩動物のクリニックと美容
4. 自動車、自動車用品、自転車、自転車用品の販売および部品取付、整備の事業
5. 家庭用品、日用品雑貨、インテリア用品、家具製品、福祉用具、家庭用電気製品、化粧品、医薬品、装飾品雑貨、宝石、貴金属、時計、衣料品、履物、燃料の販売
6. 文房具、事務用機器、楽器、書籍、玩具、スポーツ用品、レジャー用品、健康食品、非常用携帯食品、ホビークラフト用品、カメラ、フィルムの販売および写真プリント取次、プレイガイドの事業
7. 割賦販売業、割賦販売斡旋業
8. 食料品、酒類、米穀、煙草、清涼飲料水、宝くじ、郵便はがき、切手、印紙の販売
9. 弁当、寿司、惣菜等の製造および販売
10. 各種パン類、菓子類の加工販売
11. 古物の売買ならびに受託販売
12. 前記各商品の卸売りおよび輸出入業
13. 前記各商品小売業の経営管理指導および業務受託
14. 自動車、小型船舶、キャンプ用品、レジャー用品、ビデオ、コンパクトディスク、福祉用具のレンタル
15. 不動産の開発、売買、賃貸借、管理、仲介およびリース業
16. スポーツ、レジャー施設およびカルチャーセンターの経営
17. レストランの経営
18. ホテル業、旅館業、旅行業法に基づく旅行業等の経営
19. 建築工事の設計および請負施工並びに改装、補修業務
20. 損害保険代理業
21. 生命保険募集に関する業務
22. ビジネス教育事業
23. 金銭の貸付、その貸借の媒介並びにその貸付の保証
24. 前各号に付帯する一切の事業

(機関)

第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を栃木県宇都宮市に置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,550万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱いは取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会はあるときに随時招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めているものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、議決権を有する他の株主 1 名 を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数および選任方法)

第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。
3. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
4. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
5. 第 3 項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の終了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を 1 名以上選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長を選定する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役への委任)

第 24 条 当社は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

（取締役会規則）

第 28 条 取締役会に関するその他の事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（常勤の監査等委員）

第 30 条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規則）

第 31 条 監査等委員会に関するその他の事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 執行役員

（執行役員および定員）

第 32 条 当社は、取締役会の決議により 10 名以内の執行役員を置くことができる。

2. 執行役員に関する事項については、取締役会の定める執行役員規則による。

第 7 章 会計監査人

（員数）

第 33 条 当社の会計監査人は 1 名とする。

（選任方法）

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 8 章 計 算

(事業年度および決算期)

第 38 条 当社の事業年度は毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとし、2 月末日を決算期とする。

(剰余金の配当および中間配当)

第 39 条 剰余金の配当は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

3. 剰余金の配当金（中間配当金を含む。）は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 2 条 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削

除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。